

都留文科大学ホームページリニューアルに関する仕様書

1. 件名

都留文科大学 ホームページリニューアル及び運用・保守業務委託

2. 導入場所

都留市田原三丁目8番1号 都留文科大学

3. 契約期間

構築・導入：令和6年9月1日～令和7年8月31日

保守・運用：令和7年9月1日～令和11年8月31日

4. 業務概要

①都留文科大学公式ホームページの現状

都留文科大学公式ホームページ（以下、単に「ホームページ」という。）は、令和2年度にリニューアルを行ったが、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められる中、管理・運営が困難な状況となっている。

また、普及するスマートフォンによる閲覧への対応や、加速化するDX（デジタル・トランスフォーメーション）化に沿ったデジタルコンテンツの充実なども急務となっている。

さらに、昨今の少子化の影響により、18歳年齢人口の減少が近年著しく、大学淘汰の時代に生き残るために、本学の魅力をより分かりやすく、且つ、簡潔にデジタルネイティブと言われる世代にもPRしていかなければならない。受験生等のニーズを把握、本学に対して興味や関心、親しみを持ってもらえるコンテンツの不足、新しいソーシャルメディアへの対応も課題となっている。

②基本理念

都留文科大学ホームページの現状を踏え、以下の基本理念に沿ってリニューアルすること。

(1) ターゲットを明確にし、目的の情報に即座にたどり着くことができるサイト構成・デザイン

「大学の仕組み・制度への理解が低い人」「高齢者」「身体に障がいのある人」などのアクセシビリティ向上を前提とし、探している情報に誰でも即座にたどり着くことができるサイトを構築する。

(2) 都留文科大学のブランドイメージを適切に伝えられるデザイン

「都留文科大学らしさ」を伝えられるサイト、効果的な地域セールスができるサイトを構築する。

(3) 分かりやすく、質・量ともに満足できるサイト

視覚だけに頼らず、誰もが楽しむことができるコンテンツの充実も図り、閲覧者が質・量ともに満足できるサイトを構築する。

5. 業務の範囲

① 本学のPR・ブランディングに寄与する構成を提案すること。

② 閲覧者が目的の情報に即座にたどり着くための機能（サイトマップ、カテゴリ分類、

ジャンル、メニューなど)で構成するナビゲーションやデザインだけに頼らず、即座に目的の情報にたどり着くための検索機能を強化したサイト構成・デザインを提案すること。

- ③ 「都留文科大学らしさ」を調査・分析し、ブランドイメージの向上、地域セールス力の向上につながるようなデザイン、機能、サイト設計を提案すること。
- ④ WEB設計において、閲覧がしやすく、資料請求等の問い合わせしやすい構成を提案すること。
- ⑤ スマートフォンでの閲覧にも対応したものを提案すること。
- ⑥ 志願者獲得におけるマーケティング要素を盛り込んだものを提案すること。
- ⑦ 本学が国外の他大学と留学等の交渉するにあたり、本学を紹介できるよう、多言語、特に英語版サイトに対応することができるものを提案すること。
- ⑧ 更新性を高めるため、記事ページ作成についての専門知識、技術を持たない職員でも、ワープロ感覚で編集が可能なCMSの導入と運用ガイドラインの整備を行うこと。また、リンク切れ、情報の過剰な羅列、知らせたい情報への誘導効果など、サイト品質の維持・向上を図ることができる提案を行うこと。
- ⑨ 運用開始後にバージョンアップなどによる機能向上やサイトの構成変更などを柔軟に行えらるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。また、データのバックアップ、セキュリティ対策などの定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応をできる限り行うこと。なお、システム長期利用への対応として、機器保守やサーバ OS のサポート期限等をふまえ、利用可能期間について記載し提案すること。特に OS のサポート期限に関する対応方法等について記載し、対応にかかる費用について保守・管理費用内で適切に対応すること。
- ⑩ ホームページのシステム構築、導入を受託者により行い、稼働後の編集作業については発注者と受託者により行うこと。
- ⑪ 更新編集の際にはユーザビリティやアクセシビリティチェック機能を有し、作成者から承認者への承認フローを持つものを提案すること。
- ⑫ 写真、レイアウト、原稿等のホームページへの掲載事項の全ては公立大学法人都留文科大学に帰属するものとする。
- ⑬ 記事ページ作成者が公開開始・終了日時を入力することで、指定した日時に記事ページの自動更新ができるものを提案すること。
- ⑭ 公開期限は、年月日のほか、柔軟に時間指定できるものを提案すること。
- ⑮ 更新編集の際にはアクセシビリティチェック機能を有し、作成者から承認者への承認フローを持つものを提案すること。
- ⑯ アクセス解析機能を持つものを提案すること。また、月次報告を行うこと。
- ⑰ 受験期間中や大規模災害発生時において、サイトへのアクセス集中が発生した場合を想定した設計を提案すること。
なお、過去の入試合格発表日におけるアクセス数をもとに設計すること。
・令和6年度入試：44,333 アクセス (2023年12月7日)
- ⑱ 動画配信機能を有するものを提案すること。
- ⑲ 契約期間終了年度(令和11年度)及びその前の年度(令和10年度)には、令和11年9月1日以降に本業務委託の新規契約者となる事業者のHP構築に関し、必要に応じてデータ移行提供など、全面的に協力すること。
- ⑳ ムササビライブカメラ、デジタルパンフレットの公開に対応すること。
- ㉑ ソフトウェア(アプリケーション・パッケージソフトウェアを含む)の開発(改修を含

む)、導入、セットアップ、パッケージソフトウェアを含むシステム全体の構築、現行のホームページコンテンツマネジメントシステムから本システムへデータ移行する作業及び移行後のシステムが正常に稼働することの確認、次期システムへの移行のためのデータ抽出までを含めたものとする。ソフトウェア保守・運用支援等。

⑫ 成果物の納品

以下の成果物を電子データで納品すること。

CMSに係るソフトウェア及び本学サイト用設定情報など一式

1. スケジュール表
2. サイト設計書
3. 議事録 (要検討項目管理、課題管理)
4. データ移行計画書
5. データ移行報告書
6. CMSテスト結果報告書
7. アクセシビリティ試験結果
8. クロスブラウザ試験結果
9. アクセシビリティガイドライン
10. サイト管理者向けマニュアル
11. 作成者、および承認者向けマニュアル
12. 研修会用マニュアル
13. デザインに使用した画像データ一式 (当該データを利用して、大学が新たな画像を作成することを承諾すること。)

6. 業務内容分担

- ① 大学は広報委員会の中に、ワーキンググループを設ける。受託者は大学と連絡体制を密にとり作業をすすめる。
- ② 大学と受託者の大まかな業務分担は次の通りである。

○ 業者

- CMS含むソフトウェアの開発・導入・セットアップ
- 連携システム (学内グループウェア) への連携 (新ホームページから既存システムへリンク)
- データ移行作業 (現在公開中の本学公式ホームページ「<https://www.tsuru.ac.jp>」ドメイン配下のページ (公開中のページ) を対象とする。)
- 次期システムへの移行のためのデータ抽出
- Webページの編集・校正・更新作業 (冊子で配布する大学案内の内容に変更があった際には、ホームページに掲載している同ページを更新すること)
- 年1回以上の職員操作研修 (アクセシビリティ及び更新 他) をすること。なお、研修会の人数は毎年20名程度を想定しているが、初回は80名程度が受講することが想定される。使用する会場やパソコンやプロジェクタ、スクリーンやネット環境、資料の印刷等は本学が用意する。
- 毎月1回アクセス数のレポートを提出
- 毎月1回提出するアクセス数のレポートに基づいて、年1回サイトの改善を提案すること

○ 大 学

- Webページの編集・校正・更新作業
- 業者の提案に対する最終的承認

7. 留意事項

①業務実施体制

業務の実施にあたっては、主務担当者を一人定めなければならない。主務担当者は、デザイン感覚、企画力・創造力を持ち、かつ、業務遂行のための実務能力を備えていなければならない。

前項の主務担当者は、本業務で大学側が要望していることを正確に理解し、場合によっては大学側で明確にできていない要望を明らかにし、業務の遂行に誠実に努めなければならない。

主務担当者は、本業務遂行に対する実務上の全ての責任を持ち、目的を達成するために十分なスタッフを揃えた実施体制を構築しなくてはならない。

②デザイン

ビジュアルを中心に閲覧者に訴える作品としたいため、デザインは内容以上に重要であると認識している。このため、全ての項目におけるデザインには統一性をもたせながらも特に留意し、力をいれること。

③スケジュール

納期を確認の上、これに遅れないようにすること。限られた時間の中で、より良いホームページを製作するよう務めなければならない。

8. 追加提案

本業務の使用は、現在本学が最低限必要と考えているものである。受託業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。なお、追加提案に掛かる費用については、提示した契約金額の上限に含まれるものとする。

9. 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は本学と協議を行うこと。